河川の整備

1 現 状

本県には、一級河川7水系363河川、二級河川73水系192河川があります。 このうち、国が一級河川7水系37河川、延長233.5㎞を管理し、県は一級・ 二級あわせて80水系547河川、延長2,310.2㎞を管理しています。

県管理の河川では、時間雨量60ミリメートルの雨による洪水を安全に流下させることを最低限の目標として整備を進めており、平成26年度末の県管理河川における整備済延長の割合は39.1%となっています。

2 課題・問題点

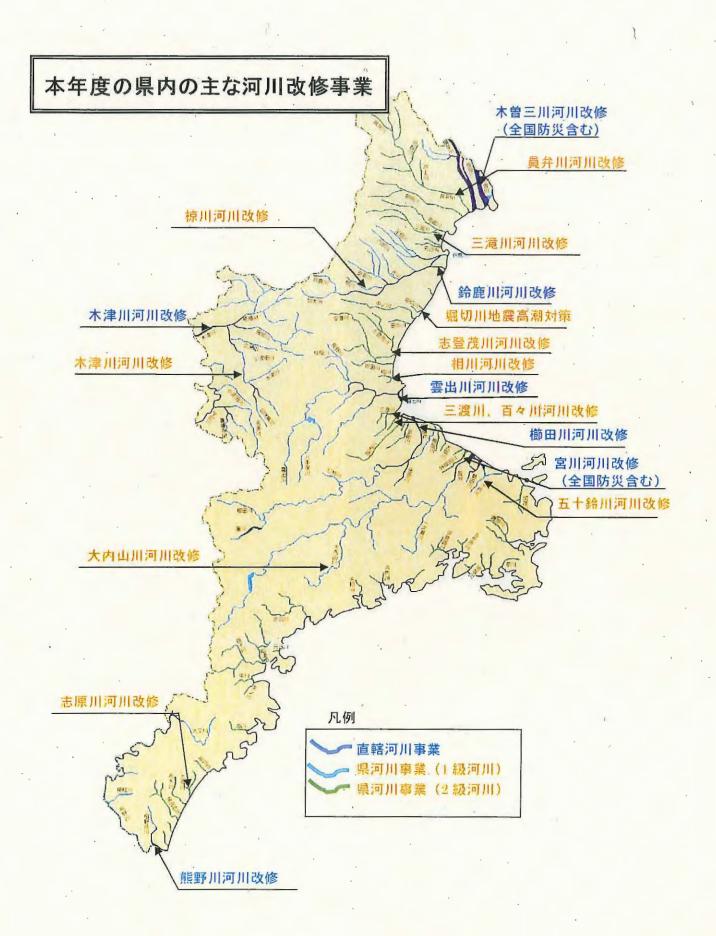
- (1) 国が管理する河川は、治水上極めて重要であり、木曽三川、鈴鹿川、雲出川、 宮川、木津川等の直轄事業の計画的な事業推進が必要です。
- (2)局地的な集中豪雨や台風の大型化に伴う豪雨が増加している一方で、河川整備率は未だ低いことから、洪水や高潮対策がますます重要になっています。
- (3) これまでの洪水・高潮対策に加え、東日本大震災の教訓を踏まえた、南海トラフ巨大地震への対応が求められており、地震・津波、施設の老朽化などの新たな課題に対する取組が必要です。
- (4) 施設によるハード対策には限界があることから、人的被害の軽減に向けた避難体制の整備支援等、ソフト対策を推進する必要があります。

3 対応方針

- (1) 直轄事業については、引き続き事業費が確実に確保されるよう、国や関係機関に働きかけていきます。
- (2) 洪水や高潮対策として県が実施する河川事業のうち、補助事業として広域河川改修事業(三滝川・木津川)などを16河川で実施します。
- (3) 地震・津波対策として、河口部の大規模水門等について必要な対策を行うと ともに、平成29年度までに津波浸水予測区域内の河川堤防における183箇 所の脆弱箇所の補強対策を完了します。平成27年度は52箇所(累計140 箇所)の対策を実施します。

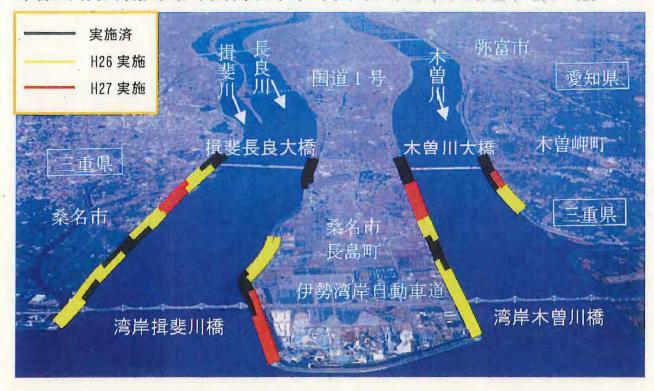
また、延命化対策として、河口部の大規模水門等について長寿命化計画に基づく対策を実施していきます。

(4) 市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を引き続き進めるほか、雨量・水位情報の確実な情報提供に努めます。



【直轄事業】

木曽三川河川改修事業 (桑名市太平町·長島町、木曽岬町源緑輪中地先 他)



【直轄事業】

木津川上流河川改修事業(伊賀市)



【県事業】

三滝川河川改修事業、鉄道橋·道路橋緊急対策事業(連続立体交差関連) (四日市市西町地先)



【県事業】

三渡川河川改修事業(松阪市六軒町~小津町地先)



砂防・ダムの整備

1 現 状

本県は、土石流危険渓流が5,648箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が10,473 箇所、地すべり危険箇所が87箇所の合計16,208箇所の土砂災害危険箇所が あります。

これらのうち、既に保全した人家戸数の割合は、平成26年度末で26.3%となっています。

土砂災害防止法に基づく区域指定については、平成26年度末で13市3町において土砂災害警戒区域4,689箇所(指定率28.9%)、土砂災害特別警戒区域4,294箇所(指定率26.5%)指定しました。

また、県土整備部が管理するダムには、君ヶ野ダム(津市)、宮川ダム(大台町)、滝川ダム(伊賀市)があり、現在、鳥羽河内ダム(鳥羽市)が事業中です。

【参考】国が管理するダム: 蓮ダム(松阪市)

独立行政法人水資源機構が管理するダム:

青蓮寺ダム(名張市)、比奈知ダム(名張市) 【事業中】川上ダム(伊賀市)

2 課題・問題点

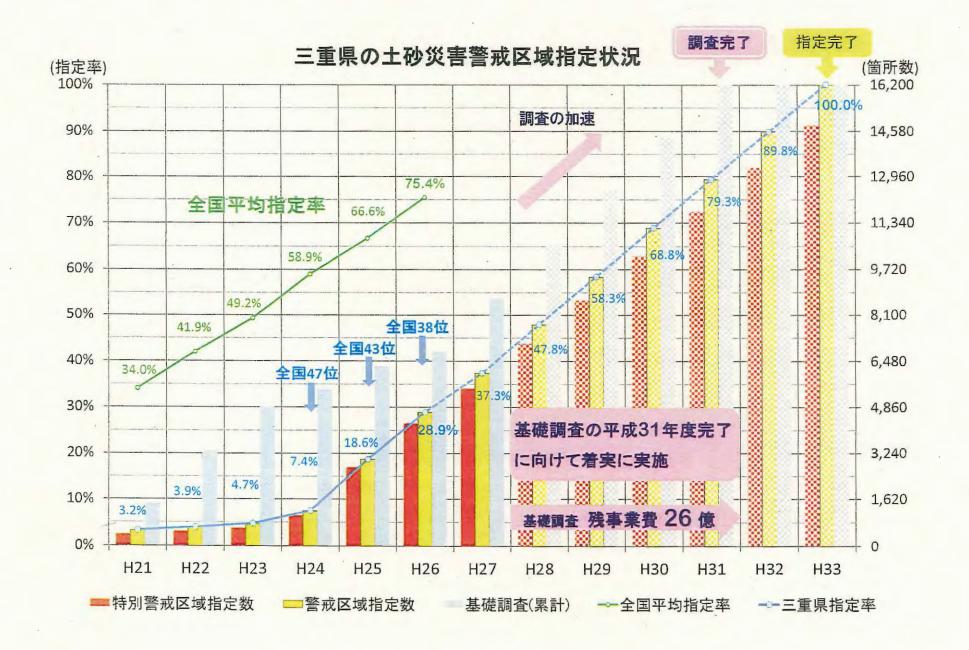
- (1) 砂防事業は、従来からの土砂災害防止の取組に加え、土砂災害危険箇所内に 立地する病院や老人福祉施設などの要配慮者利用施設を保全する取組や、大規 模地震時に土砂災害から避難地や避難路を保全する取組が求められています。
- (2)近年の頻発する局地的集中豪雨や大型化する台風、南海トラフ巨大地震など への対応が求められている中、施設によるハード対策には限界があることから、 人的被害の軽減に向けた避難体制の整備支援等、ソフト対策を推進する必要が あります。
- (3) 水資源機構が事業中の川上ダムは、「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」に選定され、平成22年度から、国土交通省において検証作業が進められてきましたが、平成26年8月に事業継続が決定しました。また、平成27年3月に変更認可された事業実施計画において、完成工期は平成27年度から平成34年度まで延伸されたため、早期に完成する必要があります。

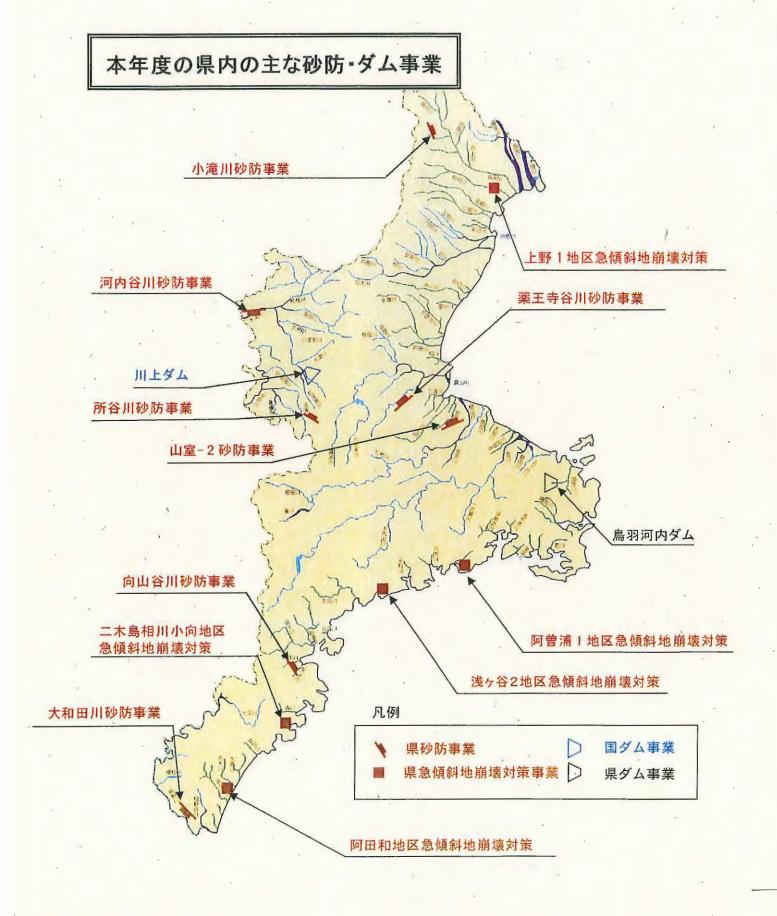
県が事業中の鳥羽河内ダムについては、平成25年度にダム検証を終え、その中で「貯留型ダム」から「流水型(穴あき)ダム」に変更したことから、ダム建設に必要な調査・設計を見直しています。

3 対応方針

- (1)要配慮者利用施設対策事業や、津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所 において避難地や避難路を保全する急傾斜施設等緊急地震・津波対策事業を実 施するとともに、通常の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進に努めます。
- (2) 土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査については平成31年度完了を目指すとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。
- (3) 川上ダムについては、関係機関(国、水資源機構、京都府、大阪府、奈良県、 伊賀市)と協議や調整を重ね、その必要性や有効性、負担の妥当性を認めて推 進してきた事業であることから、国等に対し、早期完成に努めるとともに、事 業の実施にあたっては、効率的な事業執行による更なるコストの縮減を図るよ う働きかけていきます。

鳥羽河内ダムについては、早期完成に向け、調査・設計を進めていきます。





急傾斜施設等緊急地震・津波対策事業 (大紀町浅ヶ谷2地区)





砂防激甚災害対策特別緊急事業 (紀宝町高岡地内 ジャングの谷)



整備後





港湾・海岸の整備

1 現 状

港湾は、地域の人流・物流ネットワークの拠点として、県民生活と産業活動を 支える重要な役割を果たしています。また、大規模地震時には、緊急物資等の輸 送において海上輸送が重要な役割を担います。

県内には、四日市港管理組合が管理する国際拠点港湾である四日市港、県が管理する重要港湾である津松阪港、尾鷲港の2港、地方港湾17港、あわせて20港があります。

また、本県における海岸線の延長は、約1,088km(全国で8番目の長さ)で、その48%にあたる約527kmが海岸保全区域として指定されており、そのうちの58%にあたる約307kmが、県土整備部の所管する海岸保全区域として指定されています。

海岸保全施設は、高潮・高波から背後の人命や財産を守る役割を担っており、 近年では津波が越流した場合においても一定の有効性が確認されています。

緊急的に補強対策が必要な200箇所については、当初の計画から1年前倒し して平成26年度に対策が完了しました。

2 課題・問題点

- (1) 港湾施設は、老朽化・劣化による機能低下が見られることから、適切な更新が必要となっています。また、耐震基準を満たしていない臨港道路橋梁について対応が必要です。
- (2) 海岸保全施設は、引き続き、高潮や侵食への対策が必要であるとともに、築 後約50年が経過し、老朽化により機能低下が見られることから、高潮対策、 侵食対策、老朽化対策が必要となっています。

また、地震・津波による被害が懸念されるためその対策が必要となっています。

3 対応方針

(1) 港湾施設の更新にあたっては、利用状況等を勘案し優先順位をつける等、効率的、効果的な実施に努める方針のもと、平成27年度は、津松阪港の大口岸壁と宇治山田港の護岸で施設の更新を進めます。

また、臨港道路橋梁について、緊急輸送道路にかかる橋梁の耐震対策として、 平成27年度は長島港の江ノ浦大橋で進めます。

津松阪港(大口地区)(松阪市大口町)岸壁工事箇所



(2) 平成27年度は、高潮対策として井田地区海岸等7箇所で、侵食対策として宇治山田港海岸等2箇所で整備を進めます。

また、耐震対策として、長島地区海岸等4箇所で整備を行うこととしています。

長島地区海岸(桑名市長島町) 耐震対策箇所



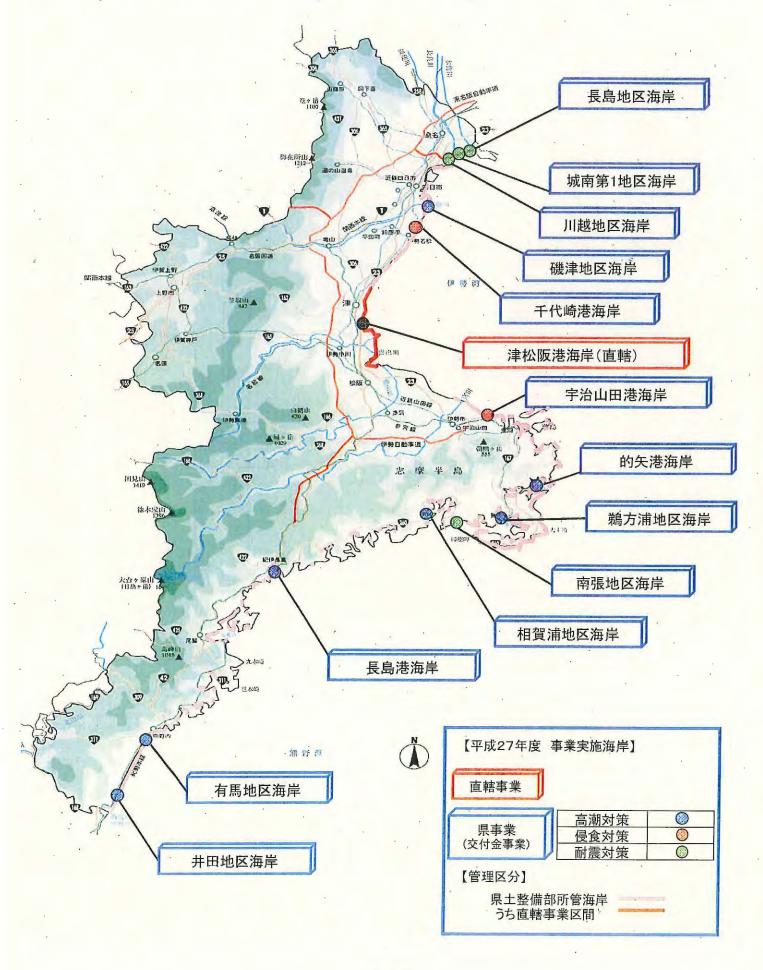
宇治山田港海岸(伊勢市二見町) 侵食対策箇所



【三重県の港湾】



【三重県の海岸】



河川・砂防・港湾・海岸の維持管理

1 現 状

河川・砂防・港湾・海岸施設は、自然災害等から人命や財産を守るための災害防止や、施設の適正な利用、周辺環境の保全などを図っていくために、本来の機能が常に発揮されるよう、適切な維持管理が必要です。

河川・砂防・港湾・海岸施設が損傷や老朽化に伴う機能低下(亀裂の発生、空洞化、操作不能など)などにより、県民生活や経済活動に深刻な影響が生じることがないよう、定期的なパトロールや点検を実施し、適切な維持管理に取り組んでいます。河川堆積土砂撤去については、砂利採取を活用して撤去する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法により取り組み、平成26年度は約41万m³の土砂を撤去しました。

また、正常な機能の維持や施設の適正な利用を確保するため、公正・公平な許認可事務を行っています。

さらに、公共施設は地域の財産であるとして、愛護の気持ちの高まりからの地域住民の清掃・美化活動などを支援する取組を行っています。

2 課題・問題点

県が管理する河川・海岸施設は、伊勢湾台風後に建設され、老朽化に伴う機能低下などにより、修繕を必要とする箇所が多くあります。

河川堆積土砂撤去については、治水安全上の優先度や地元要望を踏まえ、対象箇所の情報を市町と共有し、優先度の高い箇所から計画的に取り組む必要があります。 また、住民参加型の維持管理である各種美化ボランティア制度や、地域の自治会 等に除草業務を委託する事業など県民との協働事業を推進することも重要です。

3 対応方針

施設本来の機能が常に発揮されるよう、定期的なパトロールや点検を実施し、現 状把握に努め、発見された損傷や危険箇所については、必要な応急措置等を行いま す。また、計画的に施設修繕や更新を行い、効果的、効率的な維持管理に取り組み ます。

河川堆積土砂撤去については、当該年度の撤去実施箇所と今後2年間の実施候補 箇所について、関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」を活用しながら全建 設事務所で取り組みます。

また、河川・海岸等の公共施設や空間の利用等に関する許認可について周知を図り、関係法令を遵守した許認可事務に取り組みます。

継続的かつ活発な地域住民による維持管理を進めるため、市町や関係機関などと連携し、必要な情報提供、広報などに取り組みます。

河川堆積土砂撤去の事例 二級河川安濃川 (津市納所町地内)





河川堆積土砂撤去の事例 二級河川宇田口川 (南牟婁郡紀宝町高岡地内)





河川堆積土砂撤去の取組

	H24年度		H25年度		H26年度	
	撤去土量 (万m ³)	事業費 (百万円)	撤去土量 (万m ³)	事業費 (百万円)	撤去土量 (万m ³)	事業費 (百万円)
河川堆積土砂撤去	52	1,809	43	1,649	41	2,040

下水道の整備

1 現 状

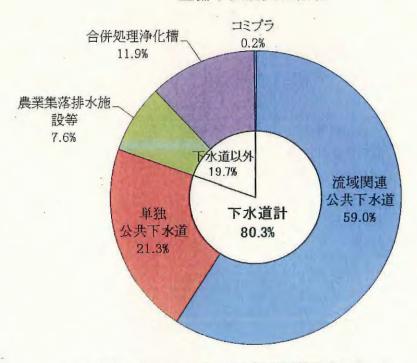
快適な生活環境づくりや健全な水環境づくりの実現に向け、汚水処理施設の未 普及地域の解消が急務となっています。

このため、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等による生活排水の適正な 処理の早期実現をめざして策定された「生活排水処理アクションプログラム(三重 県生活排水処理施設整備計画)」(環境生活部所管)に基づき、下水道の整備に市 町とともに取り組んでいます。

生活排水処理アクションプログラムでの整備手法別の人口割合は、下水道が80.3%、農業集落排水施設等が7.6%、合併処理浄化槽11.9%、コミュニティプラントが0.2%となっており、下水道が大きな割合を占めているものの、本県の下水道普及率*は、未だ低位にあります。

※下水道普及率=下水道処理区域内人口÷住民基本台帳人口 平成25年度末下水道普及率 三重県49.6% 全国第39位(全国平均77.0%)

整備手法別人口割合



生活排水処理アクションプログラム(見直し版)平成24年8月

【下水道事業の実施状況】

下水道には、県が実施する「流域下水道」と市町が実施する「公共下水道」があります。

● 流域下水道(県事業)

流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、終末処理場の建設・維持管理を行っています。

本県の流域下水道は、北勢沿岸流域下水道(北部処理区・南部処理区)、中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区・松阪処理区・志登茂川処理区)、宮川流域下水道(宮川処理区)の3流域6処理区で、このうち、中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)を除く5処理区を供用しています。

● 公共下水道(市町事業)

公共下水道には、流域下水道に接続する流域関連公共下水道と、独自の終末 処理場を有する単独公共下水道があります。

県内29市町のうち計画のある23市町(うち流域関連15市町)すべてで供用しています。

なお、平成27年度は18市町で事業を実施しています。

2 課題・問題点

計画的に未普及地域を解消していくため、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や厳しい財政状況等を踏まえ、効率的な下水道整備に取り組む必要があります。

流域下水道においては、これまでに整備した施設の老朽化が進んできたため、効率的な維持管理及び改築・更新を行っていく必要があります。

また、発生が予想される南海トラフ地震等に備え、既存の下水道施設に対する地震対策だけでなく津波対策も必要となっています。

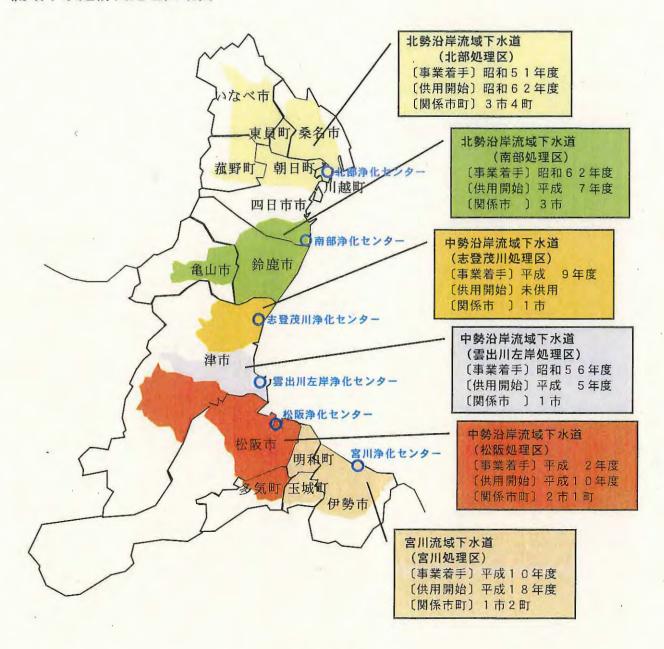
3 対応方針

計画的かつ効率的な整備を図るため、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、適切に下水道の整備を実施していきます。なお、「生活排水処理アクションプログラム」は、平成27年度に最終年度を迎えることから、本年度中に次期「生活排水処理アクションプログラム」を策定する予定です。

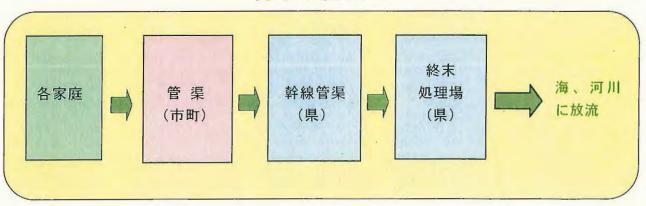
下水道施設の老朽化に対しては、終末処理場ごとに策定している長寿命化計画に 基づき、効率的な改築・更新を進めます。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまでの下水道施設の地震対策に加え、 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)の松阪浄化センター及び宮川流域下水道(宮川 処理区)の宮川浄化センターにおける津波による浸水対策について検討を進めます。

流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ



都市計画の概要と都市計画事業

1 現 状

(1) 本県では、市町村合併に伴う都市計画区域の再編を進めており、現在、24の都市計 画区域(25市町)が設定されています。

都市計画区域では、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向け た計画的な土地利用や都市施設の整備方針等を明らかにするため、都市計画法に基づき、 平成23年度から25年度に上野都市計画区域を除き、「三重県都市マスタープラン」を 策定し、適正な土地利用と都市計画事業を進めています。

- (2) 安全で快適な都市生活、災害に強い都市構造をめざし、主に次の箇所で街路事業等 都市基盤の整備を進めています。
 - ・近鉄名古屋線川原町駅付近(四日市市)<立体交差化>

松阪公園大口線

(松阪市) <緊急輸送道路、立体交差化、電線共同溝>

伊賀上野橋新都市線

(伊賀市) <電線共同溝>

外宮度会橋線

(伊勢市) <電線共同溝>

・白江地区

(鈴鹿市) <土地区画整理(組合施行) >

- (3) 潤いある都市環境を形成するため、6箇所の都市公園の整備・管理を行っています。
 - ・北勢中央公園(四日市市・いなべ市・菰野町)・鈴鹿青少年の森(鈴鹿市)

・亀山サンシャインパーク(亀山市)

・県庁前公園(津市)

・大仏山公園(伊勢市・玉城町・明和町)

· 熊野灘臨海公園(紀北町)

※五十鈴公園(伊勢市)については、地域連携部が所管する県営都市公園

2 課題・問題点

- (1) 都市計画においては、人口減少・超高齢社会に対応する集約型都市構造など、良好な 都市環境の形成に加え、地震津波等大規模災害に対応する安全な都市づくりを進めてい く必要があります。
- (2) 都市基盤の整備に関しては、市町事業や鉄道事業者、電気通信事業者等との調整が不 可欠であり、連携を図りながら計画的に進めていく必要があります。
- (3) 公園施設の老朽化に対応し、適切かつ効率的な維持管理や計画的な施設の修繕を進め ていく必要があります。

3 対応方針

- (1) 都市計画については、市町が進める都市づくりを支援するため、三重県地震・津波 対策都市計画指針(仮称)の策定を進めるとともに、地震津波等大規模災害にも対応 した都市づくりの方向を示す都市計画基本方針の策定に着手します。
- (2) 都市基盤の整備については、引き続き関係機関と連携しながら、効率的・重点的に 推進していきます。
- (3) 県営都市公園の維持修繕については、平成24年5月に作成した三重県公園施設長 寿命化計画に基づき、施設の長寿命化対策を進めるとともに、指定管理者等に維持管 理に関するマニュアルを周知徹底します。

鉄道と道路の立体交差化 ~鉄道で分断された市街地の一体化~



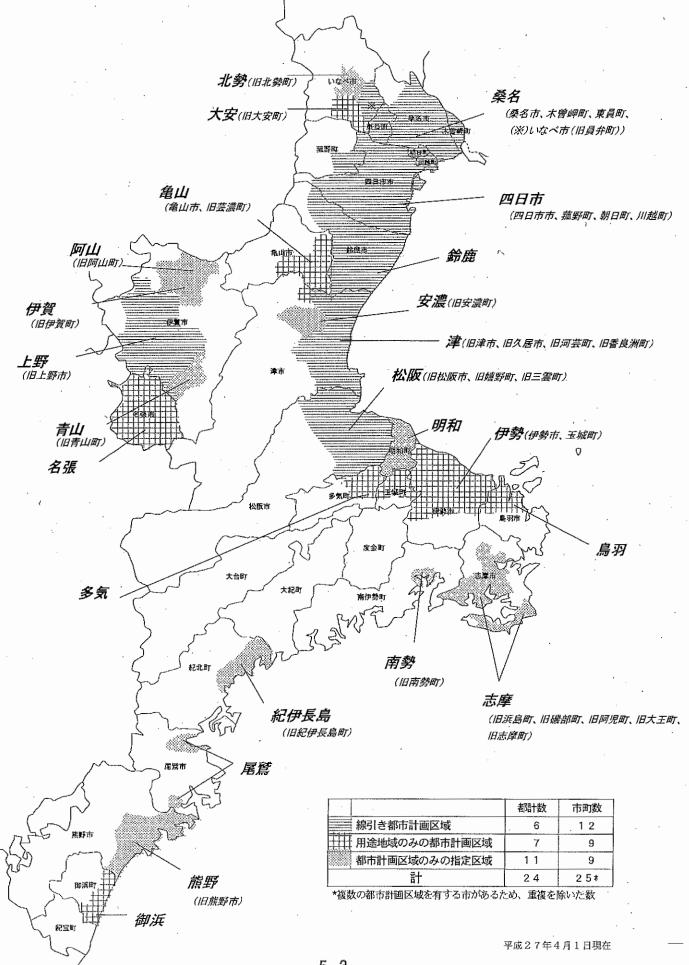


都市公園の管理・運営 ~潤いある都市環境の形成~





資料 都市計画区域図



景観まちづくりの推進

1 現 状

(1) 本県は景観法に基づく景観行政団体として、平成19年に「三重県景観づくり条例」を公布するとともに、平成20年4月から「三重県景観計画」を運用するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めています。

平成26年度には、世界遺産に登録されている熊野川左岸流域の景観を保全するため、市町や地域住民との協働のもと、対岸の和歌山県とも連携して「熊野川流域景観計画」を策定し、平成27年4月から運用を開始しています。

○景観行政団体:景観行政を担う主体であり、都道府県、政令市、中核市は 自動的に、その他の市町村は、都道府県との協議により、景

観行政団体になることができます。

※景観行政団体市:桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、 伊勢市、志摩市、伊賀市(平成27年4月1日現在)

また、三重県屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成、風致の維持 及び公衆に対する危害防止の観点から、看板等の屋外広告物について、必 要な規制を行っています。

(2) 地域の創意工夫やニーズを取り入れた住民満足度の高い社会資本整備を 進めるため、住民との協働に取り組む職員の育成、資質向上の取組や県民 意識の醸成を進めています。また、地域住民との協働により、良好な景観 や歴史的まち並みなどの地域資源に配慮した県管理施設の修景整備(景観 まちづくりプロジェクト事業)を実施しています。

2 課 題

(1)良好な景観づくりの推進のため、県民や事業者、市町と共に景観づくりを県内全域で展開していくとともに、市町の景観計画策定や地域が主体となって取り組む景観づくりへの支援が求められています。

また、屋外広告物の適正な設置に向け、違反屋外広告物の是正に取り組む必要があるとともに、三重県屋外広告物条例に基づく事務については、市町への権限移譲を進める必要があります。

(2) 社会資本整備を進める中で住民満足度を高めるため、協働に取り組む職員のさらなる資質向上や県民への啓発が求められています。また、協働の取組を進めるための先導的な事業として、道路等の県有施設の修景整備を行う必要があります。

3 対応方針

(1) 三重県景観計画に基づく届出に関する相談・審査を通して良好な景観づく りを進めるとともに、市町の景観行政団体への移行に向けた取組支援とし て、市町への働きかけや市町主催の景観計画策定委員会等への職員派遣等 を行います。

屋外広告物の適正な設置のため、広告主等を対象に屋外広告物に関する規制制度の普及啓発を行うほか、違反屋外広告物の是正の取組等を進めます。また、三重県屋外広告物条例に基づく事務の権限移譲に向けて市町への働きかけを引き続き行います。

(2) 協働に取り組む職員の資質向上のために研修を実施するとともに、県民やまちづくり団体に対し、協働や協創によるまちづくりの実践事例の紹介などの周知・啓発を行います。また、引き続き、地域の創意工夫やニーズを取り入れた住民満足度の高い社会資本整備の実現に向け、景観まちづくりプロジェクト事業を実施します。

景観まちづくりプロジェクト事業実施個所



上多気地区 (津市) 伊勢本街道



美旗地区 (名張市) 初瀬街道



外宮前地区(伊勢市)外宮参道



三木里地区(尾鷲市)三木里海岸堤防

建築開発行政

1 三重県の建築行政の概要

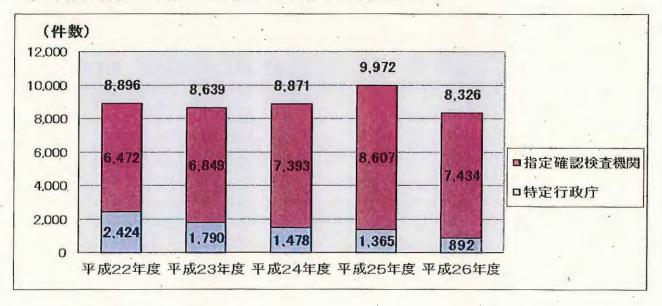
安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき建築確認申請の審査、 建築物の中間検査及び完了検査やその他建築物の特例許可及び認定などを行ってい ます。

県では建築行政の権限移譲を行っており、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市及び 松阪市は特定行政庁として全ての建築物に関する建築行政を、伊賀市、名張市及び 亀山市は限定特定行政庁として小規模な建築物に関する建築行政を行っています。

また、建築行政のうち建築確認及び検査については民間の指定確認検査機関でも行っており、県内の円滑な建築行政を推進するため、各市との連携に加え、民間の指定確認検査機関との連携が県の重要な役割となっています。

平成26年度の建築確認件数は8,326件で、過去5年間における特定行政庁 及び指定確認検査機関の件数の推移は下表のとおりです。

<建築確認件数(平成22年度から平成26年度まで)>



2 三重県の開発行政の概要

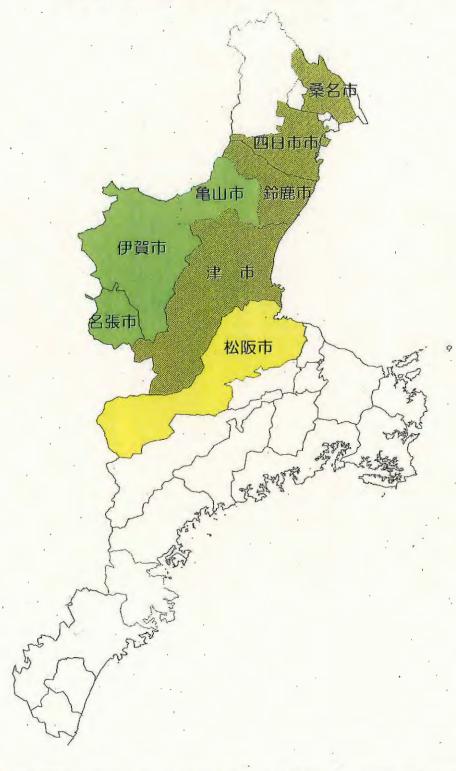
適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発 事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを 行っています。

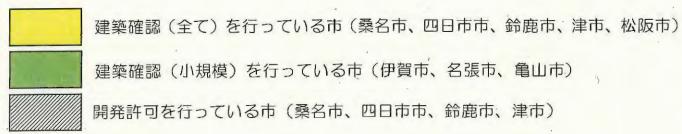
この開発行政においても、権限移譲に取り組んでおり、桑名市、四日市市、鈴鹿市及び津市において開発行政が行われています。

また、県内の円滑な開発行政を推進するため、開発行政を行っている4市との連携が県の重要な役割となっています。

平成26年度の開発許可件数は、三重県172件、四日市市98件、津市28件、 鈴鹿市27件、桑名市32件で、合計357件となっています。

建築確認・開発許可を行っている市





建築物の耐震対策

1 現 状

本県は、県民の生命や財産を守るため、平成19年3月に建築物の耐震化の目標や具体的な取組を示す「三重県耐震改修促進計画」(以下「本計画」という。)を 策定し、耐震対策に取り組んでいます。

本計画では、住宅及び不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を計画期間の最終年度である平成27年度末までに90%と設定しています。

			基準時	H24	Н25	H26
耐震	住宅	推計実績	72. 0% (H18. 3)	83. 7%	85. 2%	86. 5%
化率	建築物	実績	70. 0% (н19. 1)	81. 3%	84.6%	86.2% (推計)

(1) 住宅の耐震化促進の取組

南海トラフ地震に備えるとともに、住まいとまちの耐震化のため、耐震性が確保 されていない可能性が高い昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建てられた 木造住宅の無料耐震診断及び耐震補強工事補助等に取り組んでいます。

(2) 建築物の耐震化促進の取組

- 平成25年11月25日、次の3つのカテゴリーの建築物の耐震化の促進を図るため、耐震診断の義務化とその結果を公表する改正耐震改修促進法(以下「改正法」という。)が施行されました。
 - (① 不特定多数の者が利用する大規模建築物等
 - ② 地方公共団体が診断義務化対象路線(※)として指定する緊急輸送道路等避難路の沿道建築物
 - ③ 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

※改正法により沿道建築物の耐震診断が義務付けられる避難路

本県は、①の不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化を促進するため、 国の補助制度を活用し、耐震診断の支援を行うとともに、緊急に安全性を高めてい く必要がある建築物については、耐震改修の支援に取り組んでいます。

さらに、②の診断義務化対象路線及び③の防災拠点建築物の指定に向けては、改 正法による耐震化促進のための規制強化の趣旨を踏まえ、市町と連携し、本計画の 見直しの中で検討を進めることとしています。

2 課題・問題点

本計画の計画期間は平成27年度末までであり、計画を見直す中で現行の耐震化取組の継続の必要性や、南海トラフ地震の被害想定等新たな課題や改正法の趣旨を踏まえた効果的な耐震化の取組について以下の点に留意しながら検討する必要があります。

(1) 住宅の耐震化について

さらなる普及啓発を図るため、高齢者が居住する住宅で耐震化が進まないなどの現状を踏まえ、耐震化促進の対象を絞るなど重点的かつ効果的な取組が必要です。

(2) 建築物の耐震化について

不特定多数の者が利用する大規模建築物等のさらなる耐震化を促進するために は、対象となる建築物等の所有者に対する早期の耐震診断及び耐震改修の実施に 向けた働きかけが必要です。

また、避難路を閉塞する恐れのある沿道建築物の耐震化を促進することが緊急の 課題となっているため、まずは緊急輸送道路等の避難路について、診断義務化対象 路線として指定する必要があります。

しかしながら、診断義務化対象路線として指定した場合、改正法の規定により、 避難路を閉塞する恐れのある沿道建築物に対する新たな耐震診断等の補助制度の創 設が必要です。

3 対応方針

国や他県等の動向を注視しつつ、効果的な耐震化促進の方策を検討するとともに、 平成28年3月末までに南海トラフ地震の被害想定や改正法にも対応したものに本 計画を見直します。

(1) 住宅の耐震化について

耐震化に関する普及啓発については、他部局との連携強化を図りつつ、引き続き 関係団体と協働し、市町への支援に取り組むとともに、地震発生時に大きな被害が 想定される地域等への普及啓発を重点的に推進する等、効果的な耐震化促進の方策 を検討していきます。

また、耐震補強工事の実施を促すため、耐震診断を済ませた方を対象とする相談会や、防災教育活動といった場を活用し、直接住民に働きかける等の取組を強化します。

(2) 建築物の耐震化について

不特定多数の者が利用する大規模建築物等の所有者に、市町と連携して早期の耐震化を働きかけるなど計画的な耐震化を促進します。

また、診断義務化対象路線の指定については、大規模建築物等の耐震化を着実に 図った上で、市町や関係機関の意見を十分聴き、必要と判断する場合は、優先順位 を勘案し指定することとします。

県営住宅の管理

1 現 状

. >

県営住宅は、現在、61団地(294棟、管理戸数4,093戸)あり、平成27年4月1日現在の入居可能戸数は3,427戸、そのうち入居中の戸数は2,751戸 (入居率80.3%)となっています。

県営住宅の維持管理等の業務については、平成18年4月から指定管理者制度 を導入しています。(指定期間:平成26年度から平成30年度までの5年間)

○北勢ブロック : 鈴鹿亀山不動産事業協同組合

○中勢伊賀ブロック :伊賀南部不動産事業協同組合

○南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

○東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

県営住宅については、新規建設や建替えではなく、既設住宅を最大限活用することとしています。そのため、早期の予防的・保全的な管理・修繕を行うことによる既存県営住宅の長寿命化とライフサイクルコストの縮減、また、高齢者が安心して暮らせる住まいを長期的に確保することを目的とする「三重県公営住宅等長寿命化計画」(平成23年度~32年度)を策定し、外壁改修や高齢者仕様に住戸改善(バリアフリー化)等を行っているところです。

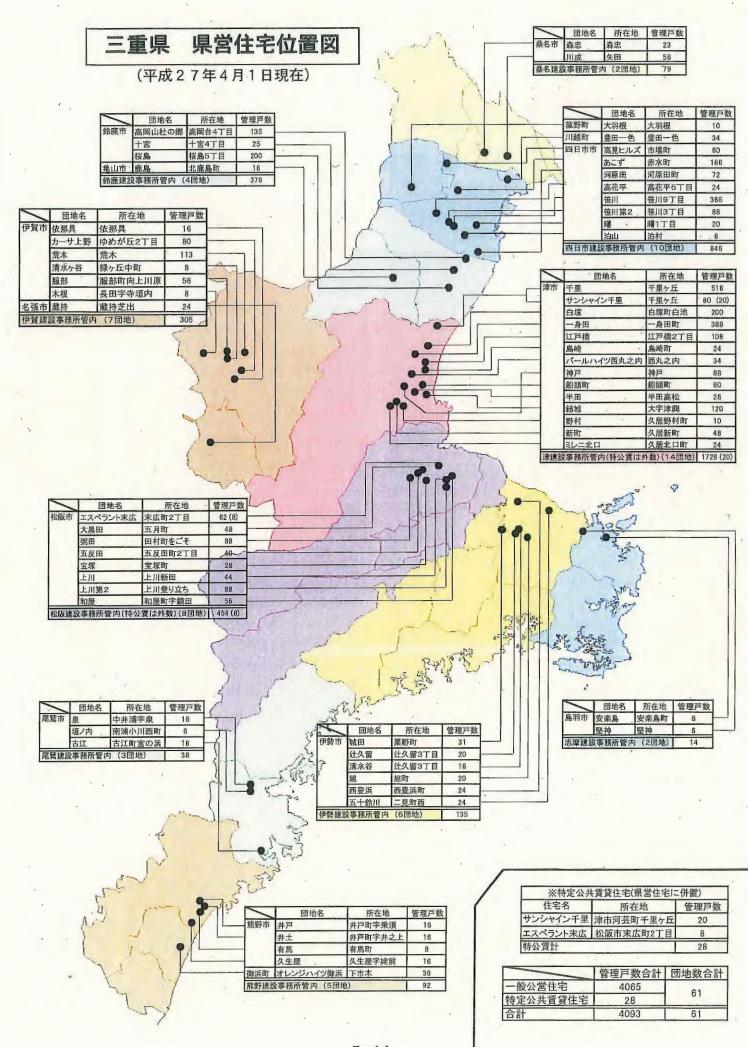
なお、県営住宅の耐震対策については、平成22年度末までに完了しました。

2 課題・問題点

- (1) 県営住宅の家賃の滞納については、平成15年度以降、法的措置も含めた対策を強化したことから、平成14年度末に約1億9,000万円あった収入未済額は、平成26年度決算(見込)で約1,000万円に減少しています。今後も継続した滞納対策を行う必要があります。
- (2) 既設県営住宅の活用については、早期の予防的・保全的な維持・管理による 長寿命化を図るとともに、高齢者仕様に住戸改善(バリアフリー化)を行う など、今後も計画的に改修・改善を進めていく必要があります。

3 対応方針

- (1) 家賃の滞納対策としては、「新たな滞納の未然防止」、「滞納発生時の 初期段階からの対応」が大切であることから、口座振替の利用を促進すると ともに、滞納初期段階においては、電話や文書、訪問による督促等、滞納の 常態化を抑制する対策を講じていきます。
- (2) 県営住宅の施設管理については、指定管理者が行う維持管理とともに、 「三重県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、外壁、屋上等の改修や高齢者 仕様に住戸改善が必要な32団地(1,681戸)について、今後も計画的に 改修・改善を進めていきます。



工事検査

1 検査の目的

三重県が発注した工事が完成し、その代価を支払う際には、契約どおりに工事 目的物が完成しているか確認する必要があります。そのため、工事完成後、又は 必要に応じて施工途中に工事検査を実施します。

2 検査の対象

工事検査は、副知事を本部長とする「公共事業総合推進本部」の所掌事務として、中立・公正な立場で、農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管するすべての建設工事及び測量・調査・設計業務を対象に行います。

3 検査の種類

工事検査の種類は次のとおりです。

(1) 完成検査

工事の完成を確認するための検査です。

(2) 出来高部分検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合などにおいて、その出来高を確認するための検査です。

(3)中間検査

工事の完成時には確認できなくなる部分等について、工事の施工途中で、施工 済部分を確認する必要がある場合に行う検査です。

4 実施方法

工事検査は、次のとおり実施しています。

(1) 委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を県が行う検査です。

実地検査については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき公共工事発注者支援機関として認定された公益財団法人三重県建設技術センターへ業務委託しています。実地検査員としての資格を有する同センター職員が、施工状況や工事目的物の出来形・品質などの確認を行い、その後、県の工事検査担当職員が、この実地検査報告を精査し、工事の完成認定を行います。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

電気機械設備・営繕工事等は、年間の検査件数も少ないことから、県が直接検査を行います。

(3) 臨時檢查員檢查

工事検査担当職員以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。

工事検査が同日に多数重なり、委託検査で対応できない場合に行います。

5 検査実績

(単位:件)

				V 1 124 V 11 /
	委託検査	直営検査	臨時検査員検査	合 計
平成24年度	3, 379	4 3 6	982	4,797
平成25年度	3, 289	3 7 7	886	4, 552
平成26年度	3, 124	3 0 6	704	4, 134